

違憲の「戦争法案」 会期大幅延長でも成立許さず 国民の世論と運動で政権を包囲し追い詰め、阻止しましょう

◆議会最終日の6月24日、意見書の採択が行われ、「戦争法案の廃案を求める」意見書は共産党、市民クラブ・新しい風の賛成8、反対15で否決。前号で安井議員の賛成討論を掲載しましたが、今号では山岡議員の賛成討論と小西議員の提案説明を掲載します。
◆インターネットの甲賀市のホームページで反対・賛成討論を視聴しご意見ください。



日本を「海外で戦争する国」にする「国際平和支援法案」、 「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書 小西喜代次議員の提案説明

意見書案第11号日本を「海外で戦争する国」にする「国際平和支援法案」、「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書案の提案理由をのべます。

意見書案は、今国会に提出されている安保法案について、日本国憲法9条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」との内容を破壊するもので今国会での廃案を求めているものです。

以下提案理由を述べます。

第一は、憲法を蹂躪する違憲立法であるからです。戦後、日本政府の憲法9条解釈に関するすべての見解は、一貫して、「海外での武力行使は許されない」ことを土台として構築されてきました。

ところが、昨年7月1日の「閣議決定」と、それを具体化した「国際平和支援法案」、「平和安全法制整備法案戦争法案」は、集団的自衛権の行使を容認し、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力行使する＝海外で武力行使をすることに道を開くものとなっています。それは、一内閣の専断で、従来の憲法解釈の根本を百八十度転換する立憲主義の破壊であり、憲法9条の破壊にほかならないからです。

第二は、法案には3つの大きな問題点があるからです。

その一、アメリカが世界のどこであれ、アフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争に乗り出した際、自衛隊が従来の「戦闘地域」まで行って弾薬の補給、武器の輸送などの「後方支援」いわゆる兵站を行うようになることです。国会で安倍首相は、「自衛隊が相手から攻撃されることになれば、「武器の使用をする」と認めました。そうすれば、相手はさらに反撃し、まさに戦闘をすることになることになり、憲法が禁止している武力行使そのものです。

二つ目は、PKO法改定で形式上「停戦合意」がされているが、なお戦乱が続いているところに、自衛隊を派

兵して治安活動をさせるという仕掛けが、新たに盛り込まれています。

いまなお42カ国、1万3000人以上が参加しており、3500人もの戦死者を出しているアフガニスタン国際治安支援部隊のような活動に自衛隊が参加することになります。

三つ目は、日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動してアメリカの戦争に自衛隊が参加し、武力行使に乗り出す道が開かれる内容となっているからです。

アメリカが先制攻撃の戦争に乗り出しても、これまでただの一度も違法な戦争と批判していないのが日本です。アメリカの言われるままに集団的自衛権を発動することになることは、火を見るよりも明らかです。ここに集団的自衛権行使の一番の危険があります。

第三は、審議のすすめかたと国民の世論です。

法案11本と関連法10本を一括に提案し、十分な審議を前提としていないことです。

提案者の岸田外相本人が答弁を間違える、答弁不能、答弁がころころかわるありさまです。しかも日本の国会に諮る前にアメリカ議会で夏までに成立させる約束するなど究極の対米従属といわなければなりません。

そして、衆院憲法審査会では、参考人となった3人のすべての憲法学者から、安保法案は「憲法違反」との批判が述べられました。自民党の元幹事長、閣僚経験者などの保守層の方からも立場や信条の違いを超えて、国民各層から反対の声が上げられています。

世論調査でも今国会で通すことに反対は8割を超えています。さらに昨日15日高知市で飛来された衆院憲法調査会の地方公聴会では6人のうち地元の知事を除く5人が憲法違反と意見表明をされています。

戦場に行くのは安倍首相や賛成している国会議員ではありません。戦争で真っ先に犠牲にされるのは、未来ある若者です。子どもや孫、夫や恋人を、日本若者を戦場に送り、「殺し、殺される」戦闘ない参加させることを望む人は1人もいないと思います。

日本を「海外で戦争する国」にする「国際平和支援法案」、「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書案の提出を求める意見書に議員各位の賛同をお願いし、提案理由の説明とします。

日本共産党

甲賀市議員団ニュース

2015年7月5日 NO159



安井 直明
土山町前野 541
Tel 67-0147
Fax 67-1660



山岡 光広
甲南町森尻 16
Tel 86-2985
Fax 86-0415



小西喜代次
信楽町勅旨 456
Tel 83-0765
Fax 83-0765